

川越地区消防組合一般競争入札公告 川越地区消防組合公告総務第6号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき、次のとおり一般競争入札を公告する。

令和7年5月29日

川越地区消防組合

管理者 森 田 初 恵

第1 公告事項（個別）

1 入札対象委託

(1) 委託名

川越中央消防署エレベーター改修工事設計業務委託

(2) 委託場所

川越市新宿町2丁目14番地7

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年2月27日まで

2 入札に参加できる者の形態

単体企業とする。

3 入札参加資格

公告事項（共通・委託）に定めるほか、次に掲げる要件を満たしているものとする。

(1) 本入札の公告日から落札決定までの期間において、引き続き建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けている者であること。

(2) 川越地区消防組合競争入札参加者の資格等に関する規程（平成18年告示第4号）第2条により準用する川越市競争入札参加者の資格等に関する規程（平成6年告示第351号）に基づく令和7・8年度川越市競争入札参加資格者名簿（以下「川越市資格者名簿」という。）の建設工事に係る設計・調査・測量の業種として「建築関連コンサルタント」が登載されている者又は、川島町建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成19年川島町訓令第13号）に基づく令和7・8年度川島町指名競争入札参加資格者名簿（以下「川島町資格者名簿」という。）の「建築関連コンサルタント」が登載されていること。

(3) 本入札の公告日から落札決定までの期間において、引き続き埼玉県内に本店、支店又は営業所等のいずれかを有している者であること。

(4) (3)の本店、支店又は営業所等が(2)の業種を名簿に登載している申請事業所であること。

4 落札者の決定方法

(1) 価格競争により落札者を決定する。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

5 予定価格

予定価格を入札日の前日（川越地区消防組合において制定すべき条例のうち川越市条例を準用する条例（昭和48年条例第17号）第2条の規定により準用される川越市の休日を定める条例（平成元年川越市条例第39号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）にあたる場合はその前日）に川越地区消防局総務課（消防局庁舎2階）において公表する。

6 最低制限価格

設定する。

7 設計図書

設計図書は、川越地区消防組合ホームページに掲載する。

8 設計図書に関する質問・回答

(1) 質問受付

設計図書に関して質問がある場合は、質問・回答書（工事）様式第1号（.docx）を使用し、電子メール（soumu@union.kawagoe119.lg.jp）により提出すること。

電子メールによる質問の題名、説明要求内容及び添付資料には、特定の企業名や個人名を記入しないこと。

質問回答書の形式が異なる場合や、企業名や個人名が特定される場合は、質問を受付けない。

- (2) 受付期間
令和7年5月29日（木）午後1時00分から
令和7年6月3日（火）午後1時00分まで

- (3) 回答期限
令和7年6月5日（木）午後1時00分

質問に対する回答は、上に示す日時までに川越地区消防組合ホームページ上に掲示する。

入札参加者は、質問の提出の有無にかかわらず、川越地区消防組合ホームページに掲載する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で、入札に参加すること。

また、入札参加者から質問がない場合でも、「質問に対する回答」を利用して発注者から入札参加者へお知らせを掲示することがある。

9 入札参加申込

本公告に定める入札参加資格を満たす者で入札に参加を希望する者は、川越地区消防組合指定の入札参加申込書を次の書類を添付の上、来庁して提出すること。

(1) 添付書類

ア 建築士事務所登録通知書又は建築士事務所登録証明書の写し（入札参加資格3(1)の建築士法の規定による登録を受けていることが確認できるもの。）

イ 配置予定技術者報告書

ウ 配置予定技術者との雇用関係が確認できる書類（一般競争入札の参加要領で川越地区消防組合が指定するもの。なお、健康保険被保険者証等を提出する際は保険者番号及び被保険者証等記号・番号にマスキングをすること。）

エ 資本関係・人的関係調書

オ 納税証明等申請書兼証明書（川越地区消防組合指定様式で本入札の公告日以降に川越市又は川島町が証明したもの。ただし、本入札の公告日と同じ月内に発行したものは可とする。川越市より市税又は川島町より町税として課されている税がなくても提出すること。写し可）

(2) 提出先

川越市神明町48番地4 川越地区消防局総務課（消防局庁舎2階）

(3) 受付日

令和7年5月29日（木）から令和7年6月6日（金）まで
（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

(4) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）

10 入札の場所及び日時

(1) 入札の場所

川越地区消防局3階講堂

(2) 日時

令和7年6月13日（金）午前9時30分

11 入札の回数

1回とする。

12 入札保証金

免除とする。

13 契約保証金

免除とする

14 支払条件

(1) 前払金

川越地区消防組合建築設計業務標準委託契約約款第35条による。

(2) 部分払

なし

15 問い合わせ先

(1) 公告の内容

川越地区消防局総務課（消防局庁舎2階）

(2) 委託の内容

川越地区消防局総務課（消防局庁舎 2 階）

第2 公告事項（共通・委託）

1 入札執行手続

この公告による案件は埼玉県電子入札共同システムを用いない。

2 入札参加資格

特に記述のある場合を除き、公告日現在において名簿に登載され、次の要件を満たすこと。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 川越地区消防組合において制定すべき規則のうち川越市規則を準用する規則により準用する川越市契約規則（昭和49年川越市規則第21号。以下「契約規則」という。）第2条の規定により、組合の一般競争入札に参加することができない者でないこと。
- (3) 川越地区消防組合建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加の停止措置を受けていない者であること。
- (4) 川越地区消防組合建設工事等暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。
- (5) 落札後、当該委託に対応する管理技術者を川越地区消防組合委託契約約款第11条に従い配置できること。
- (6) (5)により配置する管理技術者は、公告日現在において、入札参加（希望）者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、市が指定するそれを証する書類を配置予定技術者報告書に添付できる者であること。（非常勤役員は恒常的な雇用関係には該当しません。）
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、手続き開始決定を受けている者を除く。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、手続き開始決定を受けている者を除く。
- (9) この案件に参加する他の入札参加（希望）者との間に、次に示す関係がないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

(ア) 一方の会社の取締役が、他方の会社の取締役を兼ねている場合

(イ) 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

ウ 組合関係

次に該当する2者の場合。

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「組合」という。）と当該組合の組合員の関係にある場合

エ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

ア、イ及びウと同視し得る特定関係があると認められる場合

3 契約条項等

この公告に定めるもののほか、当該案件にかかる入札及び契約に関する手続きについては、施行令、契約規則、川越地区消防組合委託契約約款、川越地区消防組合競争入札等参加者心得、入札参加資格者の遵守事項、建設工事等の入札における入札金額内訳書の取扱いについて等の定めるところとする。法令等については、川越地区消防局総務課（消防局庁舎2階）又は川越地区消防組合ホームページ等で、閲覧することができる。

4 契約の時期

川越地区消防組合において制定すべき条例のうち川越市条例を準用する条例により準用する議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第23号）に定めるところにより、組合議会の議決に付さなければならない契約については、入札後、仮契約を締結し、組合議会の議決後にこれを本契約とする。なお、議会で否決された場合、仮契約は無効となり契約は成立しない。また、このことで仮契約の相手方に損害が生じても、川越地区消防組

合は一切の責任を負わない。

5 異議の申立

入札を行った者は、入札後は契約規則、川越地区消防組合建設工事請負契約約款、川越地区消防組合委託契約約款、設計図書、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

6 その他

- (1) 本入札の公告日から落札決定までの期間において、名簿に登載されている業種、格付け及び申請事業所の所在地が、公告事項（個別）の入札参加資格において要件とした事項に該当しない者がった入札は、入札参加資格の審査を行わず無効とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 入札に際し、入札書に記載された金額に対応した入札金額見積内訳表を提出すること。
- (4) 契約規則第12条に該当する入札は、無効とする。
- (5) 入札用紙は、川越地区消防組合指定の入札書を使用すること。
- (6) 入札に際して、談合等公正な入札の執行を妨げる行為に関する情報が寄せられた場合等は、川越地区消防組合談合情報対応要領による所定の手続等を入札参加資格として付加することがある。
- (7) 落札者は、添付書類に記載した配置予定技術者を当該委託に配置すること。